



議会だより

たむら

2017
第49号

平成29年5月1日発行



『4/6 滝根小学校入学式』

対前年比37.6%増

10万円を可決！！

★市民一人あたり★
《約74万1,587円》

◎歳入

歳入項目	平成29年度当初予算額
市税	35億8,621万1千円
地方交付税	86億2,956万5千円
国庫支出金	54億7,003万9千円
県支出金	33億7,921万1千円
繰入金	34億4,960万8千円
市債	16億6,240万0千円
分担金及び負担金	2億3,156万4千円
使用料及び手数料	3億 205万6千円
その他 (繰越金等)	15億3,934万6千円

◎住民基本台帳人口

38,094人

(※平成29年4月1日現在)

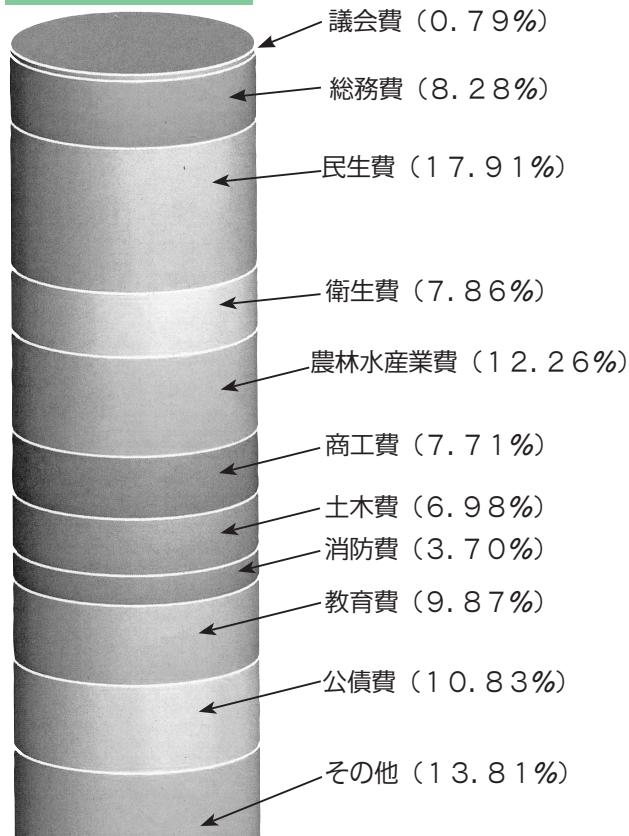


自主財源比率 28.85%
(81億4,969万5千円)

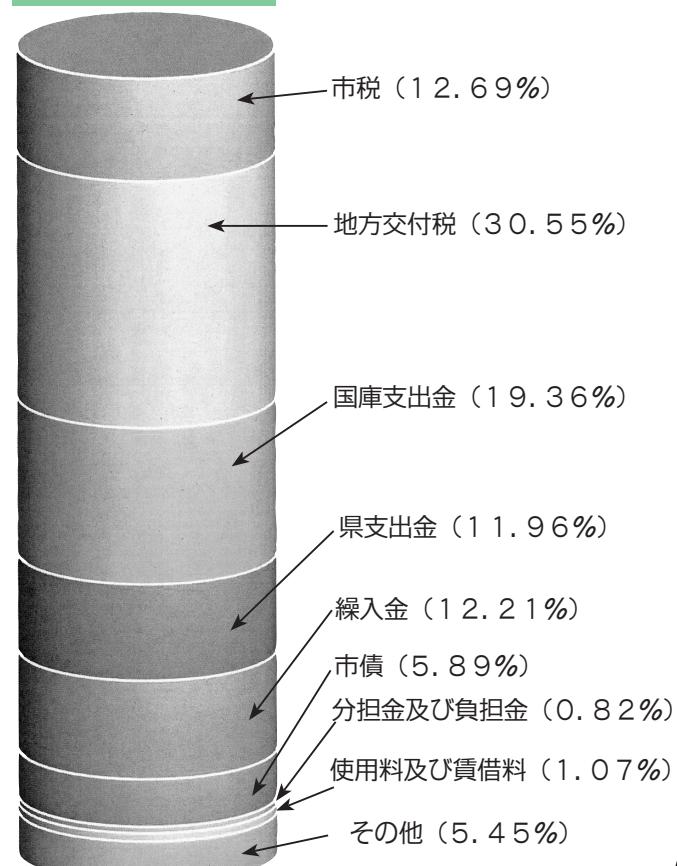
○自主財源比率とは…
市税や使用料など、市が独自に収入できるお金（自主財源）が予算総額に占める割合を示しており、割合が低いほど国・県からの交付金（依存財源）に頼っており、市の財政が厳しいことを意味しています。
《主な自主財源項目》
市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入など

☆歳入歳出予算総額 282億5,000万円 (100%) ☆

歳出構成割合



歳入構成割合



平成29年度一般会計当初予算案

総額282億5,000万円

次のページは、「3月定例会の概要、賛否一覧表など」です。

◎歳出

○議会費 2億2,313万6千円

☆市民一人当たり 5,857円

・議員報酬、議会運営などに



○総務費 23億3,852万7千円

☆市民一人当たり 6万1,388円

・職員人件費、各種計画策定などに



○民生費 50億5,888万3千円

☆市民一人当たり 13万2,800円

・子ども、高齢者福祉などに



○衛生費 22億2,167万1千円

☆市民一人当たり 5万8,321円

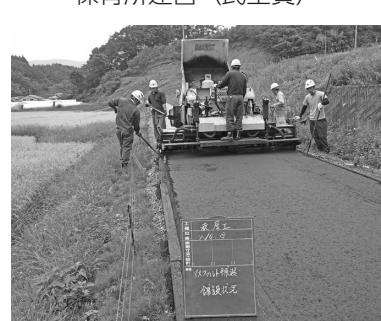
・健康づくり、除染対策などに

○農林水産業費

34億6,432万7千円

☆市民一人当たり 9万942円

・農林業の振興などに



○商工費 21億7,866万2千円

☆市民一人当たり 5万7,192円

・産業や観光振興などに

○土木費 19億7,294万9千円

☆市民一人当たり 5万1,792円

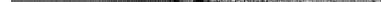
・道路、河川、公園整備などに



○消防費 10億4,392万0千円

☆市民一人当たり 2万7,404円

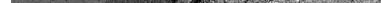
・消防、防災などに



○教育費 27億8,669万8千円

☆市民一人当たり 7万3,153円

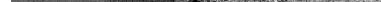
・学校教育や文化振興などに



○公債費 30億5,943万7千円

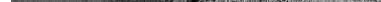
☆市民一人当たり 8万313円

・借金返済などに



○労働費、諸支出金、予備費等 39億179万円

☆市民一人当たり 10万2,425円





3月定例会概要

平成29年3月定例会は2月17日から3月10日までの22日間にわたって開かれました。

畠塚市長より条例の制定、条例の一部改正、平成29年度各会計予算及び平成28年度各会計補正予算などの議案が提出され、すべて原案のとおり可決しました。

○消費生活センター条例の制定

市民の消費生活トラブルの未然防止や消費生活の安定・向上を目的に設置する消費生活センターの組織及び運営に関し、必要な事項を定めるための条例制定であり、原案のとおり可決しました。

○都路みらい公園条例の制定

若い世代の帰還促進と地域住民の憩いと集いの場を提供することを目的に、都路町古道地区に整備を進めている公園に関し、必要な事項を定めるための条例制定であり、原案のとおり可決しました。



○平成28年度補正予算

平成28年度一般会計、各特別会計及び水道事業会計の補正予算が提出され、原案のとおり可決しました。予算額については、下表のとおりです。

○一般会計補正予算

補正額（補正後予算総額）	補正の主な理由
歳入 14億9,214万2千円増 (262億4,874万円)	市税、国庫支出金等の増額 県支出金、繰入金、市債等の減額
歳出	消防費、諸支出金等の増額 総務費、衛生費、土木費、教育費、公債費等の減額

○各特別会計及び水道事業会計補正予算

会計名称	補正額	(補正後予算総額)
特別会計	国民健康保険	4,343万9千円減 (55億1,831万6千円)
	介護保険	4,211万6千円増 (41億8,004万6千円)
	後期高齢者医療	26万2千円増 (3億5,513万2千円)
	滝根町観光事業	1,533万3千円減 (7億3,935万3千円)
	公共下水道事業	220万0千円減 (10億9,386万9千円)
	授産場事業	232万2千円増 (6,260万3千円)
	診療所事業	1億3,851万6千円増 (4億4,720万0千円)
水道事業会計	5,904万1千円減	(15億449万8千円)

○各特別会計及び水道事業会計予算

会計名称	平成29年度当初予算額	対前年比
特別会計	国民健康保険	51億9,110万円
	介護保険	41億8,720万円
	後期高齢者医療	3億7,990万円
	滝根町観光事業	5億9,000万円
	農業集落排水事業	2,690万円
	公共下水道事業	10億8,200万円
	授産場事業	6,200万円
	診療所事業	2億3,300万円
	水道事業会計	13億680万9千円
		16.9%減



○選挙管理委員会委員及び 同補充員の選挙

選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行い、下記のとおり決まりました。

◆選舉管理委員

宗像 修 (都路)
根本 耕一 (大越)
吉田 盛吉 (常葉)
村山 英勝 (漳根)

◆選舉管理委員補充員

佐藤吉清(船引)
佐久間正明(常葉)
白石富孝(大越)
一 瓶 博子(滻根)

○固定資産評価審査委員会 委員の選任

平成29年5月12日をもって任期満了となる固定資産評価審査委員会委員について、次の方の選任に同意しました。

◆固定資産評価審査委員

永 今 吉 吉 鈴 井 泉 田 田 木 弘 宗 幸 審 純 作 弘 繁 壴 (再任) (再任) (再任) (再任) (再任) (再任) (再任) (再任) (再任)

3月定例会賛否一覧表

※意見が分かれた議案等について掲載しました。



請願・陳情

3月定例会において、陳情1件が審議されました。

陳情

○地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出等について【継続審査】

陳情者 全国市議会議長会 会長 岡下 勝彦

定例会で審議された議案

区分	番号	件名	議決結果
議案	1号	消費生活センター条例の制定	すべての議案について、原案のとおり可決
	2号	都路みらい公園条例の制定	
	3号	農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定	
	4号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正	
	5号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正	
	6号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正	
	7号	職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正	
	8号	職員の給与に関する条例の一部改正	
	9号	職員等の旅費に関する条例の一部改正	
	10号	教職員住宅設置管理条例の一部改正	
	11号	ふるさと・水と土保全基金条例の廃止	
	12号	平成28年度一般会計補正予算(第6号)	
	13号	平成28年度国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	
	14号	平成28年度介護保険特別会計補正予算(第2号)	
	15号	平成28年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	
	16号	平成28年度滝根町観光事業特別会計補正予算(第3号)	
	17号	平成28年度公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	
	18号	平成28年度授産場事業特別会計補正予算(第2号)	
	19号	平成28年度診療所事業特別会計補正予算(第4号)	
	20号	平成28年度水道事業会計補正予算(第3号)	
	21号	平成29年度一般会計予算	
	22号	平成29年度国民健康保険特別会計予算	
	23号	平成29年度介護保険特別会計予算	
	24号	平成29年度後期高齢者医療特別会計予算	
	25号	平成29年度滝根町観光事業特別会計予算	
	26号	平成29年度農業集落排水事業特別会計予算	
	27号	平成29年度公共下水道事業特別会計予算	
	28号	平成29年度授産場事業特別会計予算	
	29号	平成29年度診療所事業特別会計予算	
	30号	平成29年度水道事業会計予算	
	31号	堀田辺地に係る総合整備計画の変更	
	32号	東辺地に係る総合整備計画の変更	
	33号	過疎地域自立促進計画の変更	
	34号	産業団地切土整地工事(1工区)請負契約の変更	
	35号	産業団地切土整地工事(2工区)請負契約の変更	
	36号	産業団地切土整地工事(3工区)請負契約の変更	
	37号	市道路線の廃止	
	38号	市道路線の認定	
	39号	市道路線の変更	
	40号	平成28年度一般会計補正予算(第7号)	
	41号	財産の処分	
承認	1号	専決処分事項の承認	承認
選挙	1号	選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙 ○選挙管理委員 (大越町:根本耕一、都路町:宗像修、常葉町:吉田盛吉、滝根町:村山英勝) ○同補充員 (順位1位 船引町:佐藤吉清、順位2位 常葉町:佐久間正明 順位3位 大越町:白石富博、順位4位 滝根町:二瓶孝子)	当選
同意	1号~5号	固定資産評価審査委員会委員の選任	同意

新年度予算編成の基本方針は。

総合計画に掲げた各種施策を推進します。



市民netたまら
安瀬
信一
議員

平成29年度市政運営及び予算編成について

問 ①基本方針は。

②昨年対比増減のうち大きく変化した項目は。

答 (市長)

①市総合計画後期基本計画に掲げた6本の柱と新たに加えた「郷土の復興」の具現化に向けた各種施策を引き続き推進します。

②地方交付税が普通交付税の合併算定替え経過措置の縮減などにより、平成28年度と比較して6,164万5千円減少しますが、国庫支出金は対象事業費の増加に伴い再生加速化交付金が約36億円増加します。

子育て環境と福祉について

問 ①手狭になり老朽化した船引保育所の整備計画は。

②ダブル介護、老老介護支援は。

答 (市長)

①現時点では整備計画はありませんが、保育需要の推移の見極めはもとより、民間との棲み分けのほか、すでに都路、大越地区で先行しております幼保の一元化施策としての「こども園」化などの対応とともに、幼児預かりや放課後児童クラブも加えた拠点化の推進や遊休資産の活用など、経済性や効率性にも配慮し検討してまいります。

②生活を支援する事業として軽度生活援助事業、高齢者住宅改修助成事業などを実施しているところであります。また、安定して介護を継続できるよう、介護者が体と心を休められるようなケアプランの作成に努めております。

農業政策について

問 ①休耕農地活用のため、特産物が必要だが市の農業政策は。

②交付金利用の基盤整備事業の現状と今後の計画は。

答 (市長)

①従来から取り組んでいる主要園芸作物をはじめ、エゴマや玉ねぎ、ビール用のホップなどの新たな農作物の発掘を行い、実証栽培により確立された新規農作物の栽培を推進します。

②船引町永谷地区については、平成30年度の着工を予定しており、そのほか都路町山口地区、地見城地区、上岩井沢地区、古道地区、常葉町西向地区、船引町北移地区の6カ所については平成29年1月に県が実施計画の申請を行い、今後事業認可を受け進めてまいります。

代表・一般質問

2名の方が代表質問、6名の方が一般質問しました。

市政全般について質問することが代表質問、様々な課題等について詳細に質問することが一般質問です。

議員は政策提言も含めて質問することができ、内容は自由です。ここでは、全質問項目（下表）を議員ごとに掲載しておりますので、ご覧ください。

市政全般			
代表	平成29年度市政運営及び予算編成について	安瀬信一議員	P 7
代表	新年度の市政執行と予算編成について	石井忠治議員	P 8
一般	公共施設の統廃合と再編について	吉田文夫議員	P 9
一般	市の課題について	半谷理孝議員	P 10
一般	区長会研修支援について	半谷理孝議員	P 10
一般	今後の市政について	照山成信議員	P 11

保健・福祉			
代表	子育て環境と福祉について	安瀬信一議員	P 7
一般	子育て支援について	渡邊照雄議員	P 8
一般	障害者差別解消法について	吉田文夫議員	P 9
一般	認知症患者への支援について	木村高雄議員	P 9
一般	国民健康保険制度について	木村高雄議員	P 9

安全・安心			
代表	最終処分場の建設設計画及び現施設運営の課題について	石井忠治議員	P 8
一般	市内の県道整備について	渡邊照雄議員	P 8
一般	ゴミ置場について	半谷理孝議員	P 10

産業・観光			
代表	農業政策について	安瀬信一議員	P 7
代表	新たな作物導入による農業振興について	石井忠治議員	P 8
一般	ローンの利活用に関する推進策について	土屋省一議員	P 10
一般	ムシムシランドの現状と再開発について	土屋省一議員	P 10

教育			
一般	子供の貧困問題について	渡邊照雄議員	P 8
一般	市の教育について	照山成信議員	P 11



※代表質問や一般質問の方の欄にQRコードが掲載されています。スマートフォンなどで読み取っていただけますと、ユーチューブの録画映像にアクセスできますのでご活用ください。

子供の貧困問題について

- 問 ①小中学校児童生徒への就学支援状況は、どのような傾向を示しているか。また子供の貧困問題解決策は。
- 答 (教育長)

①就学支援は、小学校では児童数が減少したこともあり、支給額、人数、全児童数に対する割合とも低下しており、中学校ではほぼ横ばいの状況です。また明日の田村市を担う子供の将来が、生まれ育った家庭の状況に左右され、教育を受ける機会にまで影響を及ぼす恐れがあると捉えておりまますので、経済的な理由で子供たちの教育の機会が制限されることのないよう、就学援助制度の趣旨をすべての保護者に周知することはもとより、学校、関係機関との連携を図りながら、子どもたちの学校生活の様子や家庭状況を把握し、適切に支援してまいります。

子育て支援について

- 問 ①妊婦、出産から就学前までワンストップで相談できる「子育て世代包括支援センター」をいつまでに設置する考えか。
- ②祖父母手帳導入による孫育て支援の考えは。

- 答 (市長)

①センターのあり方や体制等の検討を行い、早期の整備に向け取り組んでまいります。
②親と祖父母のコミュニケーションをより円滑にし、子供たちが様々な世代の愛情に包まれて育つことは、健やかな成長を促すために大切なことでありますので、祖父母手帳の活用について検討してまいります。

市内の県道整備について

- 問 ①関本地内狭隘道路の通学路安全対策は。
- ②黒川地内1.5km、幅員2.5m区間及び八升栗地内コンクリート橋の拡幅に関する市の対応は。
- ③常葉・大越町境の狭隘道路拡張への市の対応は。

- 答 (建設部長)

①県中建設事務所との「まちづくり意見交換会」などの機会をとらえ、引き続き安全確保のため、歩道設置や拡幅改良を要望してまいります。
②機会あるごとに県に働きかけてまいりましたが、黒川地内については待避場設置などの基本計画を作成中と伺っており、八升栗地内については、調査設計の予算要求をしていると伺っております。
③路肩拡幅の事業化に向け各種調査を進めるとともに、当面は区画線の設置など安全確保に努めると伺っていますが、引き続き早期改良を要望していきます。

その他

- ・路線バス廃止後の支援策について
- 質問を行いました。

新たな最終処分場の計画は。

構成市町で早期の計画・立案を目指します。



新年度の市政執行と予算編成について

- 問 ①市政執行の基本姿勢と運営方針は。
- ②予算編成における特筆すべき事項は。

- 答 (市長)

①長期的な視点に立ち効率的・効果的な行財政運営に努めるとともに、施策の選択と集中を図り、多様化するニーズに対応してまいります。
②施策の継続性を確保することに努め、予算編成をしましたが、新規事業については、4月の市長選挙後に提案いたします。

最終処分場の建設計画及び現施設運営の課題について

- 問 ①新たな最終処分場建設計画の具現化は。
- ②一時保管されている指定廃棄物の搬出と実現の見通しは。

- 答 (市長)

①田村広域行政組合と構成市町において、田村地方の実情に即した、より実現可能な手法について検討を重ねており、早期の計画・立案を目指します。
②指定廃棄物は、国有化した富岡町の管理型処分場に搬出する準備を進めておりますが、現時点では明確な搬出時期は示されておりませんので、引き続き、国に対し施設の早期運用と速やかな搬出を強く求めてまいります。

新たな作物導入による農業振興について

- 問 ①エゴマの機械化栽培実証実験の結果と今後の普及・推進方針は。
- ②先駆的な機械体系導入者などへの財政支援策は。
- ③ブランド化に向けた取り組みは。

- 答 (市長)

①平成28年度は、4戸の生産農家で、60アールの試験圃を設け、栽培作業を通して様々な情報を得ることができました。今後は、栽培マニュアルの作成や先進地の視察などを行い、栽培技術の普及を積極的に推進してまいります。
②実証栽培の結果を踏まえ、栽培面積の拡大や作業の共同化などの財政的支援など総合的な検討を進めています。
③地方創生加速化交付金事業により、生産者や加工業者などと協議を行い、ブランド化に向けた取り組みを開始しております。ブランド化には付加価値を上げることが重要であることから、成分分析による市産エゴマの優位性を見出すなど、他地域との差別化に取り組んでまいります。

その他

- ・行政組織の効率的運用に向けた職員管理について
 - ・市税等の適正課税及び差誤の実態について
 - ・生活環境等における放射線除染の徹底について
 - ・産業団地造成に伴う企業誘致について
- 質問を行いました。



子どもの貧困問題解決策は。

家庭状況などを把握し適切に支援します。



認知症患者への支援について

- 問 ①市内認知症患者数と患者に対する支援策は。
②認知症でも障害者手帳を取得することができるのか、市の見解は。

答 (保健福祉部長)

①医師から何らかの認知症状があると診断されている方は1,605人で、現在認知症地域支援推進員の設置、認知症センター養成講座等の開催をしておりますが、来年度に支援チームを設置し、認知症や認知症が疑われる方とその家族を訪問し、必要な家族支援など初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを進めることとしております。
②状態により精神障害者保健福祉手帳が交付されますが、手帳を所持することで、自立と社会参加の促進を図ることができるため、患者の心身の状況やニーズを的確にとらえ相談に応じるなど、きめ細かな対応や制度の周知に努めてまいります。



国民健康保険制度について

- 問 ①国保広域化に伴う県、市の役割は。
②国は保険者支援制度の拡充として約1,700億円の交付を実施したが、その活用は。
③平成29年度国保税率の推移は。

答 (市民部長)

①県は財政運営の責任主体となり、総合調整の役割を担い、市は県から示された標準保険料率や納付金を基本に、これまで同様保険料率の決定や賦課・徴収、資格管理、保険給付のほか、地域独自の保健事業や細やかなサービス事業などを担います。
②保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた保険者支援分の保険基盤安定繰入金として、平成28年度は7,752万2千円を見込んでおり、その全額を医療給付費に充当することにしております。
③税率は平成28年度同様に据え置くことで、予算総額を2億1,190万円減の51億9,110万円としております。

その他

- ・介護保険制度について
- 質問を行いました。



認知症患者に対する支援策は。

心身の状況などを把握し対応していきます。



公共施設の老朽化対策は。

公共施設等総合管理計画の中で検討します。

吉田文夫
議員



公共施設の統廃合と再編について

- 問 ①施設等の老朽化対策は。
②適切な維持管理・修繕・更新の実施と履歴の蓄積についての考えは。

答 (市長)

①昭和40年頃から多くの公共施設が整備され、築後30年を経過した施設が全体の約53%となっておりますことから、長期的な視点に立った老朽化対策のため、現在策定中の公共施設等総合管理計画の中で、今後の施設の修繕や廃止、更新を含めた方向性を検討しております。
②市民ニーズに必要な行政サービスを今後も継続的に提供していくため、適切な維持管理や定期的な修繕・更新を行っていくとともに、修繕等の履歴については、現在導入を進めている施設管理システムの運用により管理してまいります。



障害者差別解消法について

- 問 ①障害別の合理的配慮の取り組みは。
②公共交通機関の合理的配慮は。

答 (保健福祉部長)

①身体に障害のある方のためのスロープ設置、知的障害者へのわかりやすい説明、精神障害者へのストレスなく仕事ができるような短時間勤務での雇用などは、それぞれの障害に対応した合理的配慮の提供例として適切なものであると考えております。行政機関での率先した取り組みや、民間事業者、住民としてできることは何かなど、制度の趣旨や内容を理解していただけるよう、共生社会の実現に向けた広報活動を推進してまいりたいと考えております。
②公共交通機関の民間事業者は、それぞれの対応指針による努力義務として自主的な対応を求めており、鉄道、バス及びタクシーなどの交通事業では、国土交通省からの対応方針を活用し、主体的に取り組みを進めております。

その他

- ・指定管理者制度について
- 質問を行いました。

市の課題について

- 問 ①帰還の促進は。
②人口減少対策は。
③結婚支援は。

答 (市長)

①通勤や通学、通院といった個々の生活実態の現状を踏まえ、日常生活の利便性や生活環境の向上などの施策に取り組み、帰還を促進してまいります。
②人口減少対策は、最重要課題と位置づけ、出生率の向上、定住化の促進などにより安定した人口構成を目指し、将来にわたって活力ある地域社会を実現できるよう対策を講じてまいります。
③少子化の要因となる晩婚化、未婚化の解消を図るために、独身男女の出会いの場を創出し、結婚のきっかけを作ることを目的に事業を実施しており、29年度は婚姻に伴う新居居費の補助など経済的に支援する制度を開始することとしています。

区長会研修支援について

- 問 ①地区が抱える問題の解決に向けた研修や経費負担などのサポートが必要では。

答 (総務部長)

①地域の実態に即したまちづくりのための観察や研修は有効と考えることから、各地域区長会の意見を伺いながら、効果的な研修内容となるよう協議してまいります。



区長会研修（福島環境創造センター）

ゴミ置場について

- 問 ①動物、風などによりゴミが散乱してしまう収集所の改善と設置に係る補助金などの有無は。

答 (市民部長)

①ゴミの適切な分別や指定日時の遵守など、これまでの啓発に加え、現況を把握したうえでの指導を徹底してまいります。ごみ収集所の設置は、周辺環境に配慮するなど、各地域の実情に合わせて設置しているところです。収集所設置に係る補助金などは、利用する方々が自主的に設置や管理を行っていただいていることから、補助制度はありません。

その他

- ・小学校の動物飼育について
質問を行いました。

半谷
理孝
議員

区長会に対する研修サポートは。

行政区長連合会役員会
で協議していきます。



ドローン特別講座開催の現状は。

船引高校生を対象に3月
までに6回開催します。



土屋
省一
議員

ドローンの利活用に関する推進策について

- 問 ①慶應義塾大学のドローン特別講座の現状と市の関わりは。

②イノベーションコース構想への慶應義塾大学の関わりと基本方針は。

答 (市長)

①船引高校生の希望者31名を対象に、29年3月までに6回の講座を実施することとしており、ドローンの可能性と安全性の知識や、操縦技術の習得のほか、テーマごとにグループワークでの地域課題の解決、空撮映像の作成などに取り組むこととしております。このことに対し市では、講師と高校の連絡調整や特別講座関連支援のほか、関係機関などと講座の進め方の調整を行ってまいります。
②県では、イノベーションコース構想を推進するため、県全体で県内外の産学官が連携した「産学官の連携協議会」を創設することとしており、引き続き県や慶應義塾大学と情報交換を密にし、積極的な連携を図ってまいりたいと考えております。



船引高校でのドローン特別講座

ムシムシランドの現状と再開発について

- 問 ①殿上牧場「こどもの国ムシムシランド」の現状は。
②遊具施設の撤去と再開発検討経過と今後の計画は。

答 (産業部長)

①平成27年度の入込は1万2,846人で、原発事故前の平成22年度の7万1,758人の約18%まで減少しており、ビートルスライダー等の遊具やバーベキューハウス等の施設が使用できないため、事故前までの回復は見込めない状況であります。

②遊具については、修繕や維持管理に多大な費用を要することから、撤去作業を進めております。再生検討業務では、ムシムシランドの現状を調査し、再生方針やターゲットの検討を行い、田村市常葉振興公社においては、今後の経営のあり方等について検討を進めております。再開発につきましても、これらの検討結果を踏まえ整理してまいりたいと考えております。

請願・陳情のお知らせ

請願とは、憲法第16条に規定された国民の権利として、公の機関に対して要望を述べる行為で、必ず紹介議員を要しますが誰でも提出することができます。陳情とは、事実上の行為として議員の紹介なしで提出するものです。

○請願（陳情）書の書き方と提出方法

請願書などは、議会事務局へ直接持参してください。なお、定例会開会の5日前（土日祝日を除く）に開かれる議会運営委員会前日午後5時までに受付したものは、当該定例会で審議するかどうかを議会運営委員会で判断しますが、それ以降に受付したものは、次の定例会前の議会運営委員会で審議するかどうか判断することになります。

詳しくは、議会事務局へお問い合わせください。

※意見書提出を求める場合は、意見書の案文を添付願います。

【記載例】 請願（陳情）書

平成 年 月 日

田村市議会議長 ○○○○ 様

請願者 住所 ○○○○○○○○○

（陳情者） 氏名 ○○○○○ 印

（連絡先） 電話番号 ○○○○○○○○○

紹介議員 ○○○○（署名又は記名押印）

※陳情の場合は不要

（件名） ○○○○について

請願（陳情）要旨 ○○○・・・・

請願（陳情）事項 ○○○・・・・

いじめ・不登校対策は。

関係機関と連携し対応してまいります。



照山 成信
議員

市の教育について

問 ①市の教育における、いじめ対策・不登校対策の現状は。

答 (教育長)

①いじめについては、「絶対に許されない行為である」との認識のもと「いじめ防止等に関する条例」の制定と、「いじめ問題対策協議会」や「いじめ対策特別委員会」を設置する準備を進めており、これらの条例や組織がいじめの未然防止と万が一の発生時に、有効に機能するよう具体的な取組を進めてまいります。また不登校については、平成29年1月末現在、30日以上欠席した児童生徒は26人となっておりますので、各学校が実態に応じた対策を立て、児童生徒一人ひとりに対して教育相談を実施するとともに、関係機関との連携を図りながら、家庭訪問や面談、個別の学習支援を継続し、早期復帰に向け、丁寧な支援に努めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、心の教室相談員との連携を密にして新たな不登校を出さない対応を指導しております。



今後の市政について

問 ①市長として選ばれて市民にしてあげたいと思うことや、市民にして欲しいと思うことは。

答 (市長)

①市民目線に立ち、市民の声を受け止めながら、福祉や子育て環境の充実、産業の振興、地域の活性化を図る人材の育成などに力を入れてまいりたいと考えておらず、特に子育て環境の充実を図るため、学校給食の無料化や2歳児までの保育料無料化の拡大、市民に憩の場と健康づくりに役立つ場を提供するためパークゴルフ場の整備や企業誘致による雇用の確保に取り組んでまいりたいと考えています。また、地域の除雪や道路の草刈り、さらには子供の見守りなど、市民の皆様がさまざまな形のボランティア活動でご協力をいただいておりますことに感謝を申しあげ、「自分たちが住んでいる地域は自らの力で、さらに住みよい環境づくりをしていただく」よう、さらなるご協力をお願いしたいと考えております。



総務文教常任委員会

委員長 半谷 理孝

3月定例会委員会審査

総務文教常任委員会には、条例の一部改正6件、辺地総合整備計画の変更2件、過疎地域自立促進計画の変更1件の計9議案が付託され、原案のとおり可決すべきものと決定されました。また、12月定例会で継続審査としていた陳情審査も行われ、審査の結果、継続審査すべきものと決定されました。主な審査内容は、次のとおりです。

教職員住宅設置管理条例の一部改正

問 旧春山小学校長住宅で実施するチャレンジハウスとはどういったものか。

答 (教育総務課) 定住促進対策事業の一環として、市外から農業体験などで来る方の短期宿泊として貸し出す施設のことです。

陳情の審査結果

「地方議會議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出等」については、地方行政の広範かつ専門的な諸課題について、住民の意向をくみとり、執行機関の監視、政策提言を行うなど、重要な役割を担う地方議會議員の、人材確保と幅広い層からの政治参加を図る観点から、地方議會議員の、厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう、国に対して意見書の提出を求めるものです。

審査の過程において、本陳情の趣旨は十分理解できるが、厚生年金への加入を図るために制度設計に様々な課題があることから、更なる情報収集と議論をすべきとの意見が出されました。審査の結果、全会一致で継続審査を要するものと決定されました。

過疎地域自立促進計画の変更

問 今回の変更により追加したスクールバス購入について、どういったバスを購入するのか。

答 (協働まちづくり課) 中型のスクールバスを購入する計画です。

所管事務調査

2月28日に「市内各小中学校及び各幼稚園のトイレの現状」について、所管事務調査を行いました。



所管事務調査（船引中学校）

市民福祉常任委員会

委員長 遠藤 正徳

3月定例会委員会審査

市民福祉常任委員会には、条例の制定2件の審査が付託されました。審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定されました。主な審査内容は、次のとおりです。

消費生活センター条例の制定

問 消費生活センターにおける職員配置はどうなるのか。また、市民が県の消費生活センターに相談した件数はどの程度か。

答 (生活環境課) 生活環境課長を消費生活センター長とし、生活環境課員もセンター職員を兼務することとなります。また、平成29年度に消費生活相談員として、消費生活相談員資格の保有者、または消費生活相談員の資格取得を目指す方2名を公募する予定であり、消費生活相談の専門員として配置を考えております。

福島県消費生活センターへの相談件数については、平成27年度が169件、平成28年度は、平成29年1月末現在で、124件であります。

都路みらい公園条例の制定

問 公園整備に掛かる経費が多額となった要因は。

答 (社会福祉課)

従来からあった水路等を活用し、経費削減を図ったが、震災後の物価高騰などで、盛土整備に要する経費が多額となったことが、主な要因であります。



議案調査（みらい公園整備状況：都路町古道地区）

所管事務調査

2月28日に「厚生病院の誘致について」、担当課から説明を受け所管事務調査を行いました。



所管事務調査（厚生病院誘致について）

産業建設常任委員会

委員長 大橋 幹一

3月定例会委員会審査

産業建設常任委員会には、条例の制定1件、条例の一部改正1件、条例の廃止1件、工事請負契約の変更3件、市道路線の廃止1件、市道路線の認定1件、市道路線の変更1件の計9議案が付託され、審査の結果、すべて原案のとおり可決すべきものと決定されました。主な審査内容は、次のとおりです。

農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定

問 農業委員と新設される農地利用最適化推進委員の組織区分はどのようになるのか。

答 (農業委員会事務局)

農業委員は、農家数、農地面積及び認定農業者数を考慮した係数により地区ごとに配分し、滝根が2人、大越が2人、都路が2人、常葉が3人、船引が9人、これに利害関係を有しない中立的な立場の委員1人を加え、法令の上限である19人とし、農地利用最適化推進委員については、現場活動が主な業務となるが、担当区域の農業委員と連携することが効率的かつ合理的であることから、農業委員と同程度とすることを基本として、滝根が3人、大越が2人、都路が2人、常葉が3人、船引が10人の合計20人とするものです。

ふるさと・水と土保全基金条例の廃止

問 基金条例廃止後における道・排水路整備に係る財源はどのようになるのか。

答 (農林課)

今後は基金からの繰り入れがなくなるため、国県の補助や一般財源などで対応してまいります。



所管事務調査

2月28日に、「市道等建設工事の現状」について、所管事務調査を行いました。



所管事務調査（常葉町鹿山地内）

予算常任委員会

委員長 白石 恒次

3月定例会委員会審査

予算常任委員会には、平成28年度各会計補正予算議案10件、平成29年度各会計予算10件が付託され、原案のとおり可決されました。主な審査内容は、次のとおりです。

平成28年度一般会計補正予算

問 地方創生総合戦略交付金減の具体的事業は。

答 (協働まちづくり課)

定住化促進に対する支援に関する事業や、不妊等に係る対策事業の経費などです。

平成29年度一般会計予算

問 利用可能な空き家はどの程度あるのか。

答 (協働まちづくり課)

調査の結果、650件が空き家と思われることから、この利活用についてアンケート調査を送付し、130件の回答を得ております。

問 生活道簡易舗装工事の進捗状況は。

答 (建設課)

平成29年度に滝根地区が6路線、常葉地区が11路線、船引地区が24路線を予定しており、平成30年度には滝根、常葉地区が完了予定で、船引地区においても平成33年度完了予定です。

問 鳥獣被害防止緊急対策の事業内訳は。

答 (農林課)

電気牧柵10km、390万円、罠が600万円、実施主体の日当が135万円です。

平成28年度国民健康保険特別会計補正予算

問 高額療養費に該当する件数は。

答 (市民課)

平成27年度実績で、一般被保険者が4,114件、退職被保険者が212件、合計4,326件で、毎年4,000件程度です。

平成29年度公共下水道事業特別会計予算

問 受益者負担金の収入見込額は。

答 (下水道課)

公共施設への接続見込み、新規加入者、分納者等現年分見込み2,243万7千円です。



問 学校図書館支援業務事業の内容は。

答 (学校教育課)

平成29年度から新規事業として学校司書を2名雇用し、順番に各小中学校に派遣する事業です。

各委員会視察調査報告

各委員会は、次のとおり視察調査を行いました。

●総務文教常任委員会

- 視察日 平成 28 年 10 月 17 日～19 日
- 視察地 鳥取県鳥取市
島根県松江市
島根県雲南市

●調査項目

- ・定住促進（U・J・I ターン）の取り組みについて
- ・小中一貫教育について
- ・地域自主組織の取り組みについて

●調査結果

鳥取市では、定住促進に関する取り組みについて、現在の移住・定住の状況、市としての支援策、施策を実施するうえでの課題、今後の目標などの説明を受けました。



松江市役所にて

松江市では、小中一貫教育の取り組みについて、導入の経緯や現在の状況、現在直面している課題・問題点、今後の目標などの説明を受けました。

雲南市では、地域自主組織の取り組みについて、市内各地域での特色ある事例、市としての支援策、今後の組織のあり方などの説明を受けました。

●市民福祉常任委員会

- 視察日 平成 28 年 10 月 19 日～21 日
- 視察地 新潟県見附市
長野県松本市
静岡県富士市

●調査項目

- ・健幸ポイント事業について
- ・保育園園庭芝生化事業について
- ・廃棄物減量化事業について

●調査結果

見附市では、人々が生きがいを感じ、安

心して豊かな生活を送れるまちづくりを目指し、健幸ポイント事業を実施するなど、地域を元気にする取り組みなどの説明を受けました。

松本市では、保育園における園庭の一部を芝生化することによる園児の怪我抑制、活動量向上など、のびのびと教育できる保育施設の実現に向けての取り組みなどの説明を受けました。

富士市では、製紙工場が盛んなこともあり、以前からごみ量の多さが課題であったため、市独自に廃棄物減量化事業として、ごみ分別アプリ「きみもごみ減らし隊」、家庭で生ごみを処理できる段ボールコンポスト「だっこす食ん太くん」を制作など、廃棄物減量化のための取り組みなどの説明を受けました。



小宮保育所（長野県松本市）にて

●産業建設常任委員会

- 視察日 平成 28 年 10 月 5 日～7 日
- 視察地 秋田県男鹿市、青森県十和田市

●調査項目

- ・園芸メガ団地育成事業について
- ・道路整備パートナーシップ事業及び生活道路除雪パートナーシップ事業について

●調査結果

男鹿市では、地元JAが事業主体となり認定農業者や認定就農者など若手農業者 8

人が、大規模な団地化による施設と露地で、輪ギク・小ギクの栽培に取り組み、新規就農者に対する各種の研修制度をうまく活用し技術力の向上を図りながら、販売目標額 1 億円を目指し事業を展開する「園芸メガ団地育成事業」についての説明を受けました。



十和田市では、町内会が地域内の道路整備の計画を自ら行い、それに対し市が予算の範囲内で原材料や重機借上げ料などを支援する「道路整備パートナーシップ事業」と、住民自らが所有する農業用トラクターなどを活用し集落内の生活道路の除雪実施に対し、市が除雪の延長に応じた活動交付金を支払う「生活道路除雪パートナーシップ事業」など、行政（市）と市民（町内会等）が協働により事業を展開する 2 つの取り組みについて説明を受けました。

●議会運営委員会

- 視察日 平成 28 年 11 月 8 日～9 日
- 視察地 静岡県三島市
神奈川県南足柄市

●調査項目

- 議会運営、議会改革の取り組みについて

●調査結果

三島市議会では、代表質問は 2 月定例会のみしか行わず、発言時間は答弁を含め 1 会派 1 人 60 分以内とし発言回数に制限はない。一般質問は質問・答弁を合わせて 1

人 50 分以内とし質問回数に制限はない。また、議会改革の取り組みについて、議会改革基本条例の制定、議会報告会実施要綱の作成、議会報告会の開催などの説明を受けました。

南足柄市議会では、代表質問は当初予算審議がある 2 月定例会及び市長当選後の初定例会で行う所信表明に対してのみ実施し、一般質問は、答弁を含め 1 人 60 分以内で、質問回数に制限はない。また、議会改革の取り組みについて、議員定数の見直しによる削減の実施、傍聴者へ議案書貸出、平成 26 年 1 月からのタブレット端末機の導入、議会報告会の実施状況などの説明を受けました。



三島市役所にて

議会広報委員会視察調査報告

- 観察日 平成29年1月20日
- 観察地 埼玉県寄居町
- 調査項目 議会広報紙について
- 調査結果

寄居町において、議会広報紙についてをテーマとし、

- ・広報紙発行までのスケジュール（流れ）
- ・広報紙作成にあたっての注意点
- ・市民アンケート実施の経緯、V o i c e（市民が議会だよりへ意見をよせること）の選定方法及び運用
- ・広報編集における課題及び問題点並びに今後の目標

についての4項目を中心に、寄居町議会議長をはじめ、議会広報広聴特別委員会からの説明を受けました。

寄居町議会だよりの概要、編集から発行までの流れや日程、ページ割・担当者割の考え方、寄居町と当市の議会だよりの比較などについて説明を受けました。

その後、意見交換の中で、議会だよりの編集に当たり、寄居町では特集記事の企画、住民参加型の紙面づくりの実施など、毎号様々な観点からア



レンジを加え、住民目線に立った、読みやすく・分かりやすい紙面構成を実施していることを感じました。

当市でも、同様に市民目線に立ち、読みやすく・分かりやすい、開かれた議会を目指す一つの方策として、議会だよりの発行を実施してきましたが、寄居町の議会だよりのうち、市民アンケート調査やV o i c eなど市民参加型による議会だよりの作成は、多いに参考となることから、今後の紙面構成、レイアウトなどの変更を広報委員会において検討していくこととしました。



議会事務局からのお知らせ

田村市議会のホームページでは、議会に関する各種情報を公開しています。定例会等の開催日程や会議録など最新の情報をご覧になることができます。

☆議会中継をインターネットにより動画配信しています！！

田村市議会では、インターネットを活用し、本会議中継を動画配信（ライブ及び録画）しております。市のHPからアクセスしていただくと、代表質問や一般質問などの映像をご覧いただくことができます。

なお、ライブ配信は議会開催中に、録画配信は議会閉会後1週間程度でご覧になることができます。詳しくは、議会事務局までお問い合わせください。



☆市民の声を募集しています！！

議会や市政全般に対するご意見・ご要望など、原稿用紙1枚（360字程度）と住所、氏名をご記入いただき、顔写真を同封（添付）して持参、郵送、メールにより議会事務局までご寄稿ください。

なお、ご寄稿していただきました原稿について、「市民の声掲載基準」に基づき、掲載の可否を判断いたします。詳しくは、議会事務局までお問い合わせください。



☆市政だより、議会だよりをスマホ用アプリ『マチイロ』でご覧いただけます！！

「たむら市政だより」「たむら議会だより」をもっと多くの皆さんに読んでいただけるよう、スマートフォン用アプリ「マチイロ」を導入しました。この無料アプリをダウンロードすると、いつでもどこでもスマートフォンなどで「市政だより」や「議会だより」を読むことができます。

ダウンロード方法など詳しくは「マチイロ」のホームページをご覧ください！

☆アドレス☆ <http://machiiro.town/>



議会基本条例（素案）ができました！！

☆市民の皆様から議会基本条例（素案）の内容についてご意見などを募集します☆

下記に掲載しています議会基本条例（素案）をご覧いただき、ご意見などがありましたら、議会事務局へご提出をお願いします。

1 意見提出対象者

- ①市内にお住まいの方 ②市内に事業所を有する方
- ③市内事務所に勤務する方 ④市内の学校に在学する方

2 意見提出方法（いずれか）

- ①直接持参提出 ②郵送 ③FAX ④電子メール

2 意見募集期間

平成29年5月1日（月）～平成29年5月31日（水）

3 提出用紙

右に掲載している【記載例】を参考に提出してください。
(※様式は市議会ホームページに掲載してありますのでご利用ください)

4 その他

①お寄せいただいたご意見等はまとまり次第、市議会ホームページに公開いたします。

(※ご意見以外（氏名、住所等）は公開いたしません)

②ご不明な点があれば議会事務局までご連絡をお願いします。

【記載例】

議会基本条例（素案）に対する意見

平成 年 月 日

氏名		電話番号
住所	田村市	町

ご意見等を記入してください。

該当条項等	意見及び理由等

※下記アドレスにアクセスしていただくと様式をダウンロードできます♪

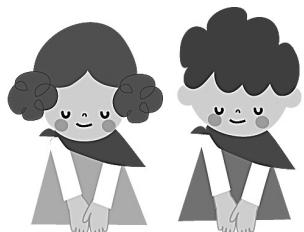
<http://www.city.tamura.lg.jp/site/gikai/kihonjoreikoubou.html>

※本庁並びに各行政局市民課に様式などが備え付けてあります。



★☆議会基本条例（素案）に対するご意見などの提出先☆★

住 所 〒963-4393
田村市船引町船引字畠添76-2
電話番号 0247-81-1223
FAX番号 0247-81-1224
メールアドレス gikai@city.tamura.lg.jp



◆◇◆田村市議会基本条例（素案）◆◇◆

田村市議会は、本市における日本国憲法に定められた市民を代表する唯一の議事機関であり、地方自治法第96条第1項各号に規定する議決事件にとどまらず、議決すべき事件を定める権限を有する。

また、地方分権時代において、地方公共団体の自己決定、自己責任の範囲が拡大されるなか、地方自治の進展を図るため、市民と自治体との信頼関係、協働の精神が不可欠であり、二元代表制の下で、ともに市民の負託を受けた市長と議会が、健全な緊張関係を保ちながら、立法機能及び監視機能を十分発揮し、それぞれの職責を担い、市民の代表として多様化する市民ニーズを的確に把握し、市民福祉の増進と市政の発展に努めることが求められる。

議会及び議員においては、正確な情報を市民と共有するための積極的な情報公開を行うとともに、より一層市民からの信頼に応えるため、時代に合った市民が求める議会の在り方を目指し、「市民に開かれた議会」と「議会への市民参加」の促進と、議会としての政策立案能力を高め政策立案及び提言を積極的に行っていかなければならない。

また、田村市は河野広中らが日本で初めての議会である民会をつくり、自由民権思想を広めた地で、福島県の自由民権運動発祥の地といわれる。

このような認識の下、先人が築いた歴史と伝統を受け継ぐとともに、不断の改革に努め、市民の代表として創意工夫を重ね、行動する市議会として市民とともに主体性を高めることを決意し、全力をもって、市民の負託に応えるため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、眞の分権時代の到来に向けて、二元代表制の下、議会が担うべき役割を果たすために必要な基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に応え、もって市民福祉の向上と市の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公正性、透明性及び信頼性を重視する議会運営を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を把握し、反映させるための運営に努めること。
- (3) 議決責任を深く認識し、市民に対し積極的な情報公開に努め、説明責任を果たすとともに、市民にとって分かりやすい議会運営に努めること。
- (4) 市民主権のもと、市民の立場に立ち市政の監視・評価の強化に努めること。

（議員の活動原則）

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議員は、言論が議会活動の基本であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、市民の代表としてふさわしい活動をすること。
- (3) 議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指し、活動すること。

（会派）

第4条 議員は、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。
- 3 会派は、議会運営及び政策立案に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めること。
- 4 会派及び代表者会議については、別に定める。



第3章 危機管理

（災害における議会及び議員の活動）

第5条 議会は、大規模な災害及びそれに類する被害（以下「災害」という。）

及び非常事態等の不測の事態から市民の生命、身体及び財産又は生活の平穏を守るとともに、緊急時における総合的かつ機能的な活動が図れるよう、体制の整備に努めるものとする。



- 2 前項の場合において、議長は、議会としての対応策を協議又は調整するための会議を必要に応じて開催するものとする。

- 3 議会は、災害の状況を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに必要に応じて、市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）に対する情報提供、提言等を行うものとする。

- 4 議員は、災害が発生した場合は、議会の災害対応の方針に基づき、必要な役割を果たすものとする。

第4章 議会運営

（民主的かつ効率的な議会運営）

第6条 議会は、議員平等の原則による民主的な運営を基本とし、加えて効率的な運営を行わなければならない。

- 2 議会は、市民に分かりやすい言葉及び表現の方法を用いた議会運営に努めなければならない。
- 3 本会議において、代表質問、一般質問は一問一答方式で行うものとする。

（委員会の適切な運営）

第7条 議会は、市政の課題に対応するため、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の専門性及び特性を考慮した上で委員会を適切に活用するものとし、委員会は、その専門性及び特性が十分に発揮できるよう運営されなければならない。

- 2 委員会は、議会としての合意形成を図るため、委員間における自由討議を尊重するとともに、委員会の審査に当たっては、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。
- 3 委員会は、各所管に属する事務に関する調査を積極的に行うよう努めるものとする。

（政務活動費）

第8条 政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するために交付されるものであることを認識し、適正に執行するとともに、政務活動費の交付を受けたものは、収支報告書等（収支報告書及び領収書又はこれに準ずる書類）を公開し、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

- 2 政務活動費については、別に条例で定める。

第5章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

- 第9条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分果たさなければならない。
- 2 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2の規定による専門的知見を活用するとともに、法第115条の2の規定による公聴会及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。
- 3 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、意見の把握と反映に努めるとともに、議員の政策立案能力の強化、政策提案の拡大を図るものとする。
- 4 議会は、すべての会議を原則公開する。
- 5 議会は、市民に対し、議会で行われた議案等の審議及び審査の内容について報告する議会報告会を開催するものとする。



第6章 議会と行政の関係

(市長等との関係)

- 第10条 議会審議における議員と市長等との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。

- (1) 本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にしなければならない。
- (2) 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、論点を明確にするため議員の質問に対して反問することができる。

(重要な政策等の説明)

- 第11条 議会は、市長が提案する議案について、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長等に対して、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。

- 2 議会は、市長等が重要な政策等について、基本方針及びその他これらに類するものを作成し、又は変更するときは、当該政策等に関する内容の説明を求めるものとする。
- 3 議会は、前項の説明を踏まえ、意見及び政策提言を市長等に行うものとする。
- 4 市長等は、前項の意見及び政策提言の趣旨を尊重しなければならない。

(議決事件)

- 第12条 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、次に掲げるものとする。

- (1) 基本構想（市政の総合的かつ計画的な運営を図るために長期的な展望に立って定める構想）の策定、変更又は廃止。
- (2) 基本計画（基本構想に基づき市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画）の策定、変更又は廃止。

第7章 自由討議の推進

(議会の合意形成)

- 第13条 議長は、議会が言論の府であることを十分認識し、議員相互間の自由討議を中心に運営しなければならない。

- 2 議会は、本会議及び委員会において、議案の審議及び審査に当たり結論を出す場合にあっては、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

(政策討論会)

- 第14条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を図るために、政策討論会を開催する。

- 2 政策討論会について必要な事項は、別に定める。



第8章 議会の機能強化

(予算の確保)

第15条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

(議員研修の充実強化)

第16条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

(議会事務局の体制整備)

第17条 議長は、議員の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

(議会図書室)

第18条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

(議会広報の充実)

第19条 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、情報の提供に努めるものとする。

2 議会は、議会広報のほか多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう議会広報活動をするものとする。

3 議会は、田村市議会中継のインターネットによる動画配信や田村市公式フェイスブックを通じ、議会の活動状況を市内多数の市民に周知するものとする。



第9章 議員の政治倫理、身分

(議員の政治倫理)

第20条 議員は、市民全体の奉仕者として政治倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行わなければならない。

(議員定数)

第21条 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点のみではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。

2 議員定数の基準は、人口、面積、財政力及び市の事業課題並びに類似市の議員定数と比較検討し、決定するものとする。

3 議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して、法の規定するところにより、委員会又は議員から提出するものとする。

4 議員定数については、別に条例で定める。

第10章 最高規範性と見直し手続き

(最高規範性)

第22条 この条例は、議会における最高規範であって、議会はこの条例の趣旨に反する議会の条例等を制定してはならない。

2 議会は、法令を順守するとともに、議会に関する法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、適正に行われなければならない。

(見直し手続き)

第23条 議会は、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じてこの条例の改正その他の必要な措置を講ずるものとする。



シリーズ 市民の声

シリーズ 若者の声



「農業による支援を」

田村市都路町
五十嵐 功吉さん

震災前、一部の田んぼでアイガモを放したり、米ぬかを使って除草を行うなど、無農薬栽培をしていましたが、すべてストップしてしまい、その後3年休んでから従来の農法により再開し、現状では無農薬栽培はまだ無理な状態です。また、農業を再開したところから、あちこちに耕作放棄地が増え、所によっては、柳の木が伸びてる風景が目に付くようになりました。畜産関係の人も販売価格が一時半分ぐらいにまでダウンしましたが、それでも何とか乗り越えてきました。行政に対して、逐次、各種対策や支援を望みます。

認定農業者会では、風評払拭のため、地元産米を使って「みやこじの里」という酒を作っており、地域の盛り上がりは、農業の元気力にも影響すると思います。そんな中で減容化施設が近く稼動すると思われる所以、震災から徐々に回復してきている現在、市には決して事故など起きないよう、より厳正な監視と検査を求める。



船引高校3年生
國分 藍結 (あゆ) さん

「田村のよさを伝える」をテーマとして、私たちは、田村市復興応援隊の方々と一緒に活動してきました。食・文化・自然の観点から一つ選び、グループごとに取材を行ったり、パンフレットやインターネットを使ったりと、工夫して調べながら学習し、文化祭で発表しました。

私たちの班は、片曾根山について調べました。片曾根山の魅力を大勢の方々に知ってもらうため、班で話し合って、アイディアを色々と出し合いました。実際に片曾根山を登ったり、いろいろな資料を集めたりしました。その成果を、文化祭でポスターにまとめ、緑豊かな美しさや実際に登る楽しさなどについて展示しました。

今まで私は、田村市に住んでいただけで、地元について詳しく知りたかったことはありませんでしたが、今回の活動を通して田村の魅力に気付くことができたことで、私はいま、「たむら」を誇りに感じています。



片曾根山頂から見た市街地

☆6月定例会の開催予定☆

6月定例会は下記の日程で開催される予定です。議会は一般に公開され、どなたでも傍聴できます。なお、正式には定例会初日に決定されるため、変更になることもあります。詳しくは議会事務局までお問い合わせください。

6月9日	(金)	初日 (招集日) 会期の決定、提案理由の説明等議事調査
6月14日	(水)	代表質問
6月15日	(木)	一般質問
6月16日	(金)	一般質問
6月19日	(月)	一般質問
6月20日	(火)	総括質疑、議案等の常任委員会付託 各常任委員会審査
6月21日	(水)	予算常任委員会審査
6月23日	(金)	最終日 各常任委員会審査結果報告、質疑、討論、採決



平成28年12月定例会の傍聴者

議会だよりへのご意見・ご要望をお寄せください！！

3月定例会は、延べ13人が傍聴されました。



昨年の3月定例会は、延べ62人が傍聴されました。



委員長	土屋	省一
副委員長	遠藤	雄一
委員	渡邊	照雄
委員	吉田	文夫
委員	石井	忠治
委員	箭内	仁一

前列左から土屋委員長、遠藤副委員長
後列左から吉田委員、石井委員、箭内委員、渡邊委員

☆田村市議会ホームページアドレス☆
<http://www.city.tamura.lg.jp/site/gikai/>

